

スーパーグローバル大学創成支援事業
平成 29 年度実施中間評価に係る基本的方針

平成 29 年 1 月 6 日
文部科学省 高等教育局 高等教育企画課

国際化拠点整備事業費補助金（以下、「補助金」という。）により実施される「スーパーグローバル大学創成支援事業」の中間評価は、この基本的方針を踏まえ、スーパーグローバル大学創成支援事業プログラム委員会（以下、「委員会」という。）において決定する中間評価要項に基づき、実施する。（今後の検討の中で、変更となる可能性がある。）

【参考：公募要領（抜粋）】

2. 事業の概要 Project Overview

(7) 事業の評価等 Project Evaluation

毎年度ごとのフォローアップ活動（後述の「中間評価」実施年度は除く。）に加え、支援開始から 4 年目の平成 29 年度と 7 年目の平成 32 年度に中間評価、支援終了後（支援開始から 11 年目の平成 36 年度）に事後評価を実施する予定です。これらのフォローアップ活動及び中間評価の結果は、翌年度の補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。これらの評価等については、委員会（12 頁参照）で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

また、事業開始から 5 年目の平成 30 年度には、その前年度の中間評価の結果も踏まえ、より有意義な事業の実施に資する、発展的な構想の見直しができる機会を設ける予定です。

1. 評価の目的

徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、世界的に魅力的なトップレベルの教育研究を行う大学や、我が国社会の国際化を牽引する大学を重点支援する「スーパーグローバル大学創成支援事業」（以下、「本プログラム」という。）に採択された各大学の事業について、取組状況等を評価するとともに、事業目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、適切かつ効果的な実施を促す。

2. 評価の時期

平成 29 年度に中間評価を実施する。なお、想定するスケジュールは以下のとおり。

平成 29 年 2 月～3 月	委員会 (中間評価要項、調書、スケジュール等の検討・決定)
平成 29 年 4 月～5 月	文部科学省より中間評価実施通知の送付
平成 29 年 6 月～7 月	中間評価調書の締切

平成29年10月～11月	面接調査（全採択大学）
平成29年11月～12月	現地調査（必要に応じて実施）
平成30年1月～2月	中間評価結果（案）取りまとめ、各採択大学に開示・照会。
平成30年2月～3月	委員会（中間評価結果の決定）

3. 評価の対象年度

原則として平成28年度末までの取組状況を対象とする。

なお、平成29年度取組状況のうち、大学が積極的に記載する実績については、調書提出時までの実績を評価の対象とする。

4. 評価の体制

委員会の下に、有識者からなる評価部会を設置し、中間評価を実施する。

なお、評価部会委員は、委員会委員及び事業の選定に係る審査を担当した者を中心に有識者によって構成することとする。

5. 評価の実施

各事業の進捗状況や中間目標の達成状況等の評価を行うに当たり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法（評価資料、評価過程、手続き等）は次のとおりとする。

（1）評価項目

（I）項目別評価

1. 取組状況

以下の項目ごとに、これまでの取組状況について、事業の成果又は発展への課題などの評価を行う。この際、平成30年度以降の取組についても加味して評価を行う。

- ①構想の実施状況
- ②構想実現のための体制構築
- ③留意事項への対応
- ④国際的評価の向上（タイプAのみ）
- ⑤国際的評価に関する教育・研究力（タイプAのみ）
- ⑥大学の特性を踏まえた特徴（タイプBのみ）

2. 目標の達成状況

以下の項目ごとに、平成28年度末における目標の達成状況と取組の進捗状況について評価を行う。

- ① 共通の成果指標と達成目標
- ② 大学独自の成果指標と達成目標

3. 経費（補助金）の使用状況

1. 取組状況、2. 目標の達成状況を評価するに当たっては、経費（補助金）が適切かつ効果的に使用されたかについても考慮の上、評価を行う。また、投入された補助金額に比して十分な取組が行われたかについても考慮する。

（Ⅱ）総括評価

「（Ⅰ）項目別評価」における評価結果を踏まえ、各事業の実績の全体について評価を行う。

（2）評価方法

中間評価は、委員会の下に設置される「評価部会」（6. 評価体制に記載）において書面評価*及び面接調査（及び必要に応じて現地調査）を行い、その結果に基づく合議評価により実施する。（7. 評価手順を参照）

評価部会は、審査結果等も活用し、評価対象に応じた適切な方法により、評価目的が達成されるよう、中立・公正かつ効率的・効果的な評価を行う。

※書面評価の評価資料として、公募要領に示している、構想等の実施状況についての独自の評価（外部有識者から構成される委員会からの評価結果等）の結果を含めるものとする。なお、この独自の評価については、原則として、平成28年度末までの取組について評価を行うこととする。また、中間評価調書提出時の提出が難しい場合、その理由・提出可能時期等を明記の上、後日の提出を可能とする（遅くとも、面接調査実施時までには提出することとする）。

6. 評価体制

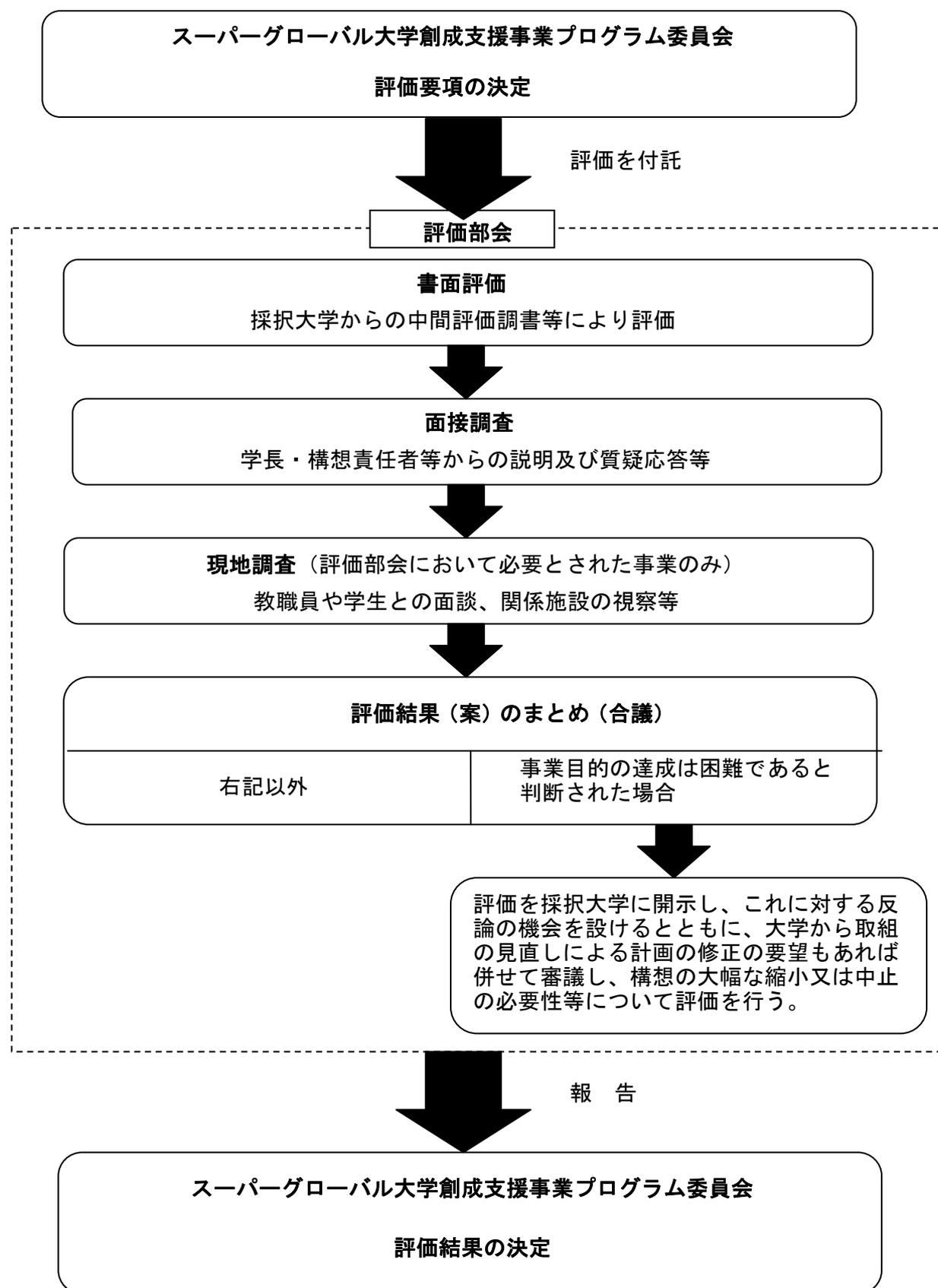
スーパーグローバル大学創成支援事業プログラム委員会

評価要項の決定

評価部会

（委員会委員及び事業の選定に係る審査を担当した者を中心に有識者によって構成）

7. 評価手順



8. その他

本プログラムと「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」（以下、「GGJ」という。）の両方に採択事業を持つ大学は、「スーパーグローバル大学創成支援事業」実施大学として、本プログラムからのみ補助金を手当てすることとしていることから、別途GGJ事業としての事後評価は行わず、本中間評価の中で一体的に評価を実施することとする。